

令和7年第2回早島町農業委員会

1. 開催日時 令和7年2月12日（水）

開会時刻：16時00分 閉会時刻：16時45分

2. 早島町役場 消防機庫会議室

3. 出席委員

1 番	高 畠	正 人
2 番	栗 坂	一 郎
3 番	林	正
4 番	原	勝
5 番	安 原	輝 夫
6 番	日 笠	太（会長）
7 番	眞 鍋	和 崇
8 番	増 田	利 之
9 番	佐 藤	周 二
10 番	片 岡	正 夫
推進委員	佐 藤	省 三

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 地域計画策定に係る意見聴取について

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 猪 木 浩 二

書 記 杉 本 和 也

事務局長（猪木 浩二君）

ただいまから、令和7年第2回早島町農業委員会を開催いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員10名、欠席委員0名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、2番の栗坂 一郎委員、3番の林 正委員にお願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請 を議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

それでは議案書の2ページをお開きください。議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてでございます。申請番号1番について権利の種類は賃貸借県の設定です。農地の所在は早島字西角●●●●番●、地目が田、面積が248㎡で、農地区分は第2種です。貸主は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借主は早島町早島●●●●番地の●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●さんでございまして。転用目的は露天駐車場で、転用事由は社員駐車場が不足しているためです。位置図は3ページです。説明は以上です。

○議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 佐藤 周二委員からよろしくお願いします。

9番（佐藤 周二君）

2月10日に現地確認を行いました。位置図を見ていただきますと、無津の交差点

の右下に●●●●の事務所があり、その東隣になります。地目は水田となっておりますが、国道２号線の開通前には確かに田んぼだったと思いますが、その後は手入れも作付けもなされずに放置されたままでありまして、現時点では低木や雑草が生い茂った状態になっています。所有者につきましては、ご主人がなくなられて相続されたようですが作付けの気配もなく、放置するよりは整備すればもっと景観もすっきりしたものになると思われます。よって賃貸借権の設定による農地転用についてはやむを得ないものと考えられます。以上です。

○議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

３番（林 正君）

ここを駐車場にした場合、出入口はどこに作るのか。

事務局（杉本 和也君）

出入口はこの地図でいうと東に面して細い道が走っています。そこから車の乗り入れをします。

３番（林 正君）

ということは今の地面を下げるということですね。

事務局（杉本 和也君）

今ちょっと高くなっているので、そこをならして入れるようにします。

３番（林 正君）

この土地と●●●●の車庫の間に水路があり、鉄板で川に蓋をして駐車場に使っているが、それについて指摘する必要があるのではないか。無断で蓋をして使っている。１０ｍくらい蓋をしているかな。

事務局（杉本 和也君）

占用許可が出ているかちょっと確認をしなければいけなくて、出ていないのであれば占用申請が必要になります。

３番（林 正君）

無許可で使ってはいけないので、そこもちょっと改善してもらわないといけないし、もし占用して使うなら４ｍ以上あるなら点検口とか掃除口を作る必要がある。

事務局（杉本 和也君）

今の基準ではそうですね。

3 番（林 正君）

その辺もできていないようなので無断でしているのかなと思う。ここを駐車場にするのはいいが、周りをきちんとしてもらわないと。黙って使っていて文句を言われなければ、自分のものになると役場に言われたことがある。逆に私有地を役場が勝手に使っていたら権利ができるから文句を言ってもいけないと言われたこともある。

駐車場にするのは問題ないが、きちんと出入口や水路をどうするとかその辺をはっきりさせてもらったほうがいい。

事務局（杉本 和也君）

蓋掛けしているのはおそらく●●●●さんだと思います。今回転用事業者さんとしては●●●●さんなので、●●●●さんの鉄板の件は別で指導になります。まずは確認します。

3 番（林 正君）

●●●●も●●●●が一緒にただ部門を分けているだけだから。

事務局（杉本 和也君）

一緒なんですか。

3 番（林 正君）

だから●●●●の駐車場だったらこんな離れたところにいないし、交通のものが止めるんだと思う。運転手さんの車を。

事務局（杉本 和也君）

わかりました。この件は許可の状況を確認させて下さい。

3 番（林 正君）

その辺をはっきりさせてもらえれば問題ない。

議長（日笠 太君）

やったもの勝ちになってはいけない。

3 番（林 正君）

許可にするのか。はっきりこういう風にしますというものを出示してもらって許可したほうがいいかなと思う。許可が出たらそれで終わってしまう。平面図を出してもらってから許可という風にしたらどうか。

議長（日笠 太君）

そうしないとうやむやで終わるかもしれない。一応正式なものを出してもらってか

ら話を進めないと何かすっきりしない。

事務局（杉本 和也君）

この場で、今回の転用の事業計画と水路の蓋掛けの問題を関連付けて考えていいのかどうか判断がつかないので、そこも含めて一回整理させていただいて、確認の上で日笠会長に相談させていただくというのはどうか。

3 番（林 正君）

進入をきちんとしないと駐車場として使えないから、使えないものを許可しても仕方ない。

事務局（杉本 和也君）

申請のあった●●●●さんが使われるという申請なので、●●●●さんが使うかどうかをこの場で断定もできない。

3 番（林 正君）

●●●●が使うのでもいいが、こういう風な形にして駐車場にしますというような簡単な平面図のようなもの。

7 番（眞鍋 和崇君）

蓋掛けとは違ってどういう風に造成するのかという。

3 番（林 正君）

そうです。それで蓋は撤去するのか、占用申請を出して蓋をするならちゃんと掃除口を作ってという風にきちんとしたほうがいいのではないかな。

事務局（杉本 和也君）

今日のところは一旦保留にさせてもらって、この蓋掛けの件と今回の転用計画を一緒に考えてもいいのであれば、次回の農業委員会までにそういった資料を準備して、みてもらって正式に許可するかどうか決めていただくが、法的に飛躍した考えであれば会長に相談させてください。それをもって許可しないというのは行き過ぎた処分になるかもしれないので。

7 番（眞鍋 和崇君）

林さんが言われているのは、農地を転用した後どういう風に造成をしていくかというところの平面図を出してくださいという要望なので、蓋掛けと混同しないように。

3 番（林 正君）

出入り口をどのようにして駐車場にするよう言うようなものをちょっと出しても

raitai。

事務局（杉本 和也君）

わかりました。今回は保留にして、また会長に相談させていただいて次の委員会にするか、持ち回りで代表した会員様に見ていただくようにするかそこは相談させていただきます。

○議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○議長（日笠 太君）

議案第２号については、処分保留といたします。

続いて、日程２の議案第３号 地域計画策定に係る意見聴取について 議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書４ページをお開きください。地域計画を策定するにあたり、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項に基づき早島町長から意見が求められています。

「地域計画」については、昨年１２月に吉備中央町で開催された研修会でも説明がありましたが、改めて概要をご説明いたします。

お手元のパンフレットをご覧ください。今日の農地の貸借については、出し手の方は「農地を貸したいけど誰が借りてくれる？」とか「後継者がいないし機械が壊れるまでかな」といった不安を抱えられており、受け手の方は「近場で規模拡大したい！」とか「農地がバラバラにあって移動が大変だ」などの不満を抱えられており、このままでは地域の農地を維持できなくなる日が近づいています。

この問題を解決するため、今年度全国の市町村において、「地域計画」という新たな計画の策定が進められており、本町においても策定を行います。

表紙の下の白色の枠にありますとおり「地域計画」とは、農業者や地域のみなさんとの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図となります。見開きのページをお開きください。地域計画の策定の流れとなります。①でまず農家の意向確認調査（アンケート調査）を行い、今後の農業経営についての意向を把握します。こちらについては、現在、併せて着手しております「早島農業振興地域整備計画」の見直しにおいて、昨年１０月に公表いたしました農家アンケート調査結果が活用されております。

２が協議の場の設置です。アンケート調査結果を基に本町前潟地区の農業を将来どう守っていくのかについての話し合いを行います。こちらについては、昨年１２月末に開催された「第３回早島農業振興地域整備計画見直し協議会」の場を

お借りして、農業委員会推薦の佐藤周二さんをはじめ、耕作者の方やJAなど関係機関の方との協議を行いました。この協議の場を経て、将来誰がどの農地を担うかについて、集積・集約の目標となる「目標地図」を作成することで地域計画が完成します。

お手元の地域計画案及び目標地図をご覧ください。この度策定される地域計画の内容をご説明いたします。

この度は本町前潟地区の農業振興地域農用地区域において地域計画が策定されます。

大きい1番の「地域における農業の将来の在り方」の(1)地域計画の区域の状況で、区域内の農用地面積は70.14haで、田67.88ha、畑2.26haとなります。(1)の参考ですが、区域内における75才以上の農業者の農地面積は19.26haとなっております。

(2)は「地域農業の現状及び課題」です。

「現状は認定農業者等の担い手4名を中心に地域内の農地が集積されているが、経営地が地域全体に点在している。地域内の農地の約30%は75歳以上の農業者17名で耕作されており、当該農業者のうち後継者が確保できているのはわずか2名である。近い将来においてこれらの農業者のリタイアにより、荒廃農地が急増する恐れがある。地域内の用排水路の60%が未整備状態で、一部では営農に支障が生じており、基盤整備の加速が急務である。」

この現状と課題を踏まえ、(3)で「地域における農業の将来の在り方」が3点挙げられております。

「本地域の主作物である米については、農作業の効率化・省力化に取り組み、経費削減による農業所得を図る。野菜や果樹など本地域における新たな産地を形成する。農家ではない地域内の住民が「農」にかかわることで、「農村関係人口」の創出・拡大を図り、地域一体となって農業の保全・発展に取り組む。」

大きい2番は、農業の将来の在り方に向けた目標であり、裏面の3番は、目標達成に向けた必要な措置を5つ掲げております。

「(1)農用地の集積、集団化の取り組み。(2)基盤整備の加速。(3)営農組織の設立。(4)高収益作物への転換の支援。(5)共同活動の支援」

大きい4番は地域内の農業を担う方の一覧です。この度は、●● ●●さんをはじめ14経営体が位置付けさせていただきたいと考えております。資料には書かれていないが、この14名に絞った経緯としては、昨年実施したアンケート調査で①今後の経営意向として現状維持または規模拡大したいと回答された方で、②年齢が80歳未満の方で、③前潟地区での経営面積が0.3ヘクタール以上の方に絞らせていただき、今回の14名の形態を続けさせていただきたいと思っております。

そしてこの地域計画の特徴ですが、一覧表の右側で、10年後に誰がどこの農地を担うかが地図上に表示されます。そちらが大きい5番の目標地図となります。

追加資料の現況地図をご覧ください。当該14名の方の現在の耕作地が色分けされており、網目のかかった農地は、アンケート調査結果で判明した、直近で荒廃するお

そのある農地となります。

先週２月４日に１４名の方をご参集し、網目のかかった農地を将来誰が担うかの話し合いを行いました。その結果が下の目標地図となります。

地域計画策定後は、目標地図をベースに農地の集積・集約が行われますが、すぐに権利設定されるものではありませんし、必ずしもこの地図どおりに進むものでもないと考えております。次年度以降、定期的に農業者様の経営意向を把握し、農業者様との話し合いにより、地域計画をブラッシュアップして参ります。

地域計画案についての説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました地域計画案について、ご質問・ご意見はありませんか。

７番（眞鍋 和崇君）

地域計画の策定に至るまで、大変だったと思います。１４名の農業者の方と担当課の皆様のご苦勞が感じられます。その中でお伺いしたいことがあります。ひとつは農業経営基盤強化促進法の中に地域計画の策定にあたって、地域計画を策定する主体としては早島町、市町村が地域計画を策定するとなっているが、地域計画の策定マニュアルを見ていくと各種計画との整合性やその洗い出しを行うということについて書かれていて、この地域計画との整合性を図らなければいけない計画としては、農振地域の整備計画があると思うが、この地域計画だけ見ていくと誰が何をやるというところがいまいち出てこなくて、例えば３番のところで「基盤整備の加速」と書いてあるが、補助事業の活用に農業用水路の改修を加速させ、持続的な農業経営ができる環境を整備するというのは補助事業を活用するのは農業者だけでも、今現在本町としても農業経営基盤のために水路整備も進めているし、毎年かなりの予算をとっているが、それについては触れられていない。だから、本町として出すための計画なんだけれども、本町としてやっている事業は書いていないけれども、農業者の人たちが行わなければならない責務みたいなところについては書かれている。それが、主語がどこのかというところが見えないなと思ったので質問させていただきました。

事務局（杉本 和也君）

主語が早島町なのか、農業者なのか、だれなのか。

７番（眞鍋 和崇君）

この計画を出すのは早島町が出さないといけない。

事務局（杉本 和也君）

はい、そうです。

7 番（眞鍋 和崇君）

早島町が行わないといけない責務というところが明確になっていないのかなと思います。

事務局（杉本 和也君）

あくまで主体は早島町という前提で作成しております。6 ページの大きい 3 番にもあるように、例えば（2）の基盤整備の加速も当然町がすべきことなので、町が音頭を取って進めていくこととして、この 5 つを上げさせていただいておりますので、確かに国の様式には「農業者及び」と書いてあるが、当然ここは早島町のつもりというか、早島町が行うこと、早島町を主語として書かせていただいております。

7 番（眞鍋 和崇君）

であるならば早島町が早島町の事業として毎年補助を受けて行って、農業用水路の使用水路の整備についてはここに書いておかなければならないのではないかな。

事務局（杉本 和也君）

（2）はまさにそのつもりで書いたつもりでいたんですが、わかりづらいですか。

7 番（眞鍋 和崇君）

補助事業の活用によって、農業用水路の改修を加速させというのは農業者の皆さんに補助事業を活用していただいて、自主的に水路の改修を行ってくださいよという話になっているのかと思ったのだが。

事務局（杉本 和也君）

記載の意図としては、今まさに前潟で補助事業を活用して町で水路改修工事をさせていただいているが、町が事業主体になって補助事業を行う、現在も行っているのをそれを積極的に加速させていく。

7 番（眞鍋 和崇君）

それを書いていたきたい。

10 番（片岡 正夫君）

地権者の同意をとってやるのではないかな。この事業は。土地改良事業。

事務局（杉本 和也君）

水路改修は地権者の同意は必要ない。町が所有の公共物を整備するということになるので、ご理解をいただく必要はあるが、同意までは必要ではありません。

10 番（片岡 正夫君）

整備する法が違ったら、少しわかりにくい。

事務局（杉本 和也君）

主語がなにかということですね。3番のタイトルがわかりづらいのかな。ちょっと揉ませてください。

9番（佐藤 周二君）

文言について、先ほども話が出ておりましたが、用排水路、農業用排水路、水路とばらばらに書かれているが、いずれかに表現を統一したほうがいいと思います。

それから3番（4）暗渠排水、客土などのほ場整備という文言があるが、土地改良法では農道や水路それから客土、暗渠排水、それぞれ独立した種目なので、暗渠排水、客土などの施工とかいうことでは場整備を入れる必要はないと思います。

それからもう1点、この計画をすることによっての大きい縛りがありますか。例えば将来の目標とする集積率が50%以上ないといけないとか、あるいは現状の倍以上しなさいとかそういった縛りはないんですか。

事務局（杉本 和也君）

縛りではないが、例えば前潟で新しく補助事業なんかをするときに、補助事業を活用したら今これだけの集積率を50%に上げなさいとかそういった要件は増えてくると思います。今後おそらく国の補助事業が、地域計画策定されているところしか対象にならなくなるので、縛りではなく要件がかなり厳しくなってくると思います。

9番（佐藤 周二君）

地域計画を認定するのはどこになるんでしょうか。早島町長ですか、それとも県ですか。

事務局（杉本 和也君）

作成主体は町長で、今回の議案のように農業委員会を含めてJAとか土地改良区とか関係機関に意見聴取をしてもらって、そのあと公告縦覧を行って、公告縦覧で意見があればそれを踏まえて反映させてもらって、最終的に決定の公告をすることで正式に完成するものなので、町で作成するものです。

9番（佐藤 周二君）

わかりました。

2番（栗坂 一郎君）

先日目標地図を作成したときに、空いてくる場所を誰かに決めましょうとなると、このままいくと、ばらばらで現状と変わらないのではないかと。集約されてこないと思います。そこでひとつ提案があるんですが、この地区は誰かが耕作されなかったらこ

の人をお願いしようというような枠を作っておけばずっといけるんじゃないかと思うんですよ。それを持ち主のほうが町なりＪＡにどこかにお願いできないかといった時に、その担当者へ行けば楽に今後もいけるんじゃないかと思っているんですが。

事務局（杉本 和也君）

それが理想形なんだと思います。今回、直近で荒廃するところについてしか、集積の話ができなかったということがあります。本来だとそれが一番集約に向けて、この地区は誰がという風に決めておいたほうがいいので、今回はこれで策定するが、今後も毎年地域計画は見直しをしていかなければいけない。毎年やめていかれる農業者さんが増えていくので、今回はこの規模でしかできなかったが、そうした地権者さんを含めて話し合いはしていきたいと思います。

議長（日笠 太君）

その他はよろしいでしょうか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で議案第３号の審議を終わります。

続いて、日程３の報告第２号 農地法第５条の規定による転用届出について、事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書の７ページをお開きください。報告第２号 農地法第５条の規定による転用届出についてです。番号１番について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字大池●●●●番●、地目が畑、面積が４４４㎡です。譲渡人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん。譲受人は広島県福山市神辺町●●●●●番●、株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●さんです。転用目的は分譲住宅地で位置図は８ページです。こちらは市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類も完備しておりましたので受理いたしております。報告は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、ご質問等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第２号を終わります。

それではその他について、事務局から説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書の９ページをお開きください。次回の農業委員会は令和７年３月１１日（火）１０：００～を予定しております、場所は役場２階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和７年第２回早島町農業委員会を閉会いたします。